

広島県告示第三百七十八号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和四年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

当該区域の航空レーザ計測及び調整用基準点の計測を実施し、三次元計測データから標高データを作成する。

二 作業期間

令和四年六月一日から令和五年三月三十一日まで

三 作業地域

広島市、尾道市、福山市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町